

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月23日提出
【発行者名】	なかのアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 晴啓
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5丁目1番
【事務連絡者氏名】	荒川 孝希
【電話番号】	03-6661-0508
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	なかの世界成長ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 300億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2024年4月3日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

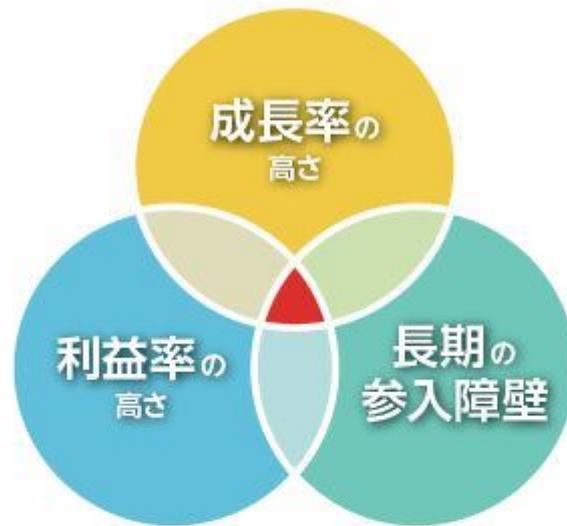
<更新後>

ファンドの特色

- 1** 世界の株式に投資することで、日本以外の魅力的な投資機会も捉えることを目指します。
- 2** 長期の資産形成を目指して、長期視点で世界の成長企業(クオリティ・グロース企業)の株式に投資を行います。
- 3** 多面的な調査を行った上で、長期的に成長が期待される企業に投資をするアクティブファンドに、割安と考えられるタイミングで投資を行うことを目指します。
- 4** 原則として、為替ヘッジは行いません。

## 運用プロセス

### 世界の成長株投資における投資の3要素



## 投資プロセス



## ◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
- ・また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※マザーファンドを通じて内外の投資対象ファンドに投資を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。

## ◎ 主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、投資制限を設けません。
- ・投資信託証券への実質投資割合(マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。以下同じ。)には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は、行いません。
- ・デリバティブの直接利用は、行いません。

## ◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 運用チームから皆さまへ

世界を見渡すと、ゆっくりとではありますが確実なトレンドがいくつか存在すると思います。

例えば、国連の推定によれば80億人いる世界人口は毎年約7000万人ずつ増加しており、これは世界人口を毎年0.8%程度押し上げています。

その結果、人口が増加しているインドやインドネシアをはじめとするグローバルサウスと呼ばれる新しい新興国の国々が世界の政治的、経済的重要度を増してきており、世界中の企業が新しい工場を建設や、新しいマーケットの開拓を進めています。これらは、世界経済を押し上げ、企業に新しい成長機会を提供するでしょう。

加えて、新しい技術も次々に出てきています。

AIの活用はいうに及ばず、自然エネルギーの活用、電気自動車へのシフトなど世界では新しい技術を自社のビジネスに取り込むのに全力を挙げています。厳選した世界の競争力ある企業に長期投資をすることによって、より広い成長機会を捉えることが出来ると考えます。

ぜひ、なかの世界成長ファンドをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

シニアポートフォリオマネジャー 居林 通

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

### (3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

- ・当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
- ・また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※マザーファンドを通じて内外の投資対象ファンドに投資を行い、実質的に世界の株式等に投資を行います。

#### <訂正前>

委託会社の概況（2024年2月末現在）

- 1) 資本金  
627百万円
- 2) 沿革  
2023年 9月 1日 なかのアセットマネジメント株式会社設立
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	議決権比率
中野 晴啓	東京都中央区	4,000株	50.2%
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番地 70号シーズンテラス	30,000株	15.1%
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13番1号	30,000株	15.1%
ソニーフィナンシャルグループ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号	25,000株	12.6%

#### <訂正後>

委託会社の概況（2024年10月末現在）

- 1) 資本金  
677百万円
- 2) 沿革  
2023年 9月 1日 なかのアセットマネジメント株式会社設立
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	議決権比率
中野 晴啓	東京都中央区	4,000株	50.2%
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番地 70号シーズンテラス	30,000株	15.1%
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13番1号	30,000株	15.1%

ソニーフィナンシャルグループ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	25,000株	12.6%
--------------------	-------------------	---------	-------

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <訂正前>

なかの世界成長マザーファンド 受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行いません。

なかの世界成長マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。

実質外貨建て資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

なかの世界成長マザーファンドが投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

- ・ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド（クラスS、円建て）
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）
- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ

#### <訂正後>

なかの世界成長マザーファンド 受益証券に投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行いません。

なかの世界成長マザーファンド受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。

実質外貨建て資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

なかの世界成長マザーファンドが投資対象の候補とする投資信託証券は次のファンドとします。

- ・ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド（クラスS、円建て）
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）
- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ（Fクラス）
- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ（S1クラス）
- ・スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケッツ・リーダーズ・ファンド（クラス・円建て）

### (2)【投資対象】

#### <訂正前>

投資対象とするマザーファンドの概要

<なかの世界成長マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	(略)
主な投資対象	(略)
投資態度	(略) 投資対象の候補とする指定投資信託証券は次のファンドとします。 ・ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド（クラスS、円建て） ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定） ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定） ・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用） ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ ～ (略)
主な投資制限	(略)
収益分配	(略)
ファンドに係る費用	
(略)	
その他	

(略)

(参考)

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資証券(円建て)
主な投資対象	世界(含む日本、新興国)の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	同一発行体による有価証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。原則為替ヘッジは行いません。
信託報酬	運用報酬:純資産総額に対し年率0.75%以内 (海外における消費税等相当額がかかる場合があります。)
その他の費用など	純資産総額に対し年率0.10%以内 *年間最低報酬額や取引ごとに係る費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信/内外/株式/適格機関投資家限定
投資対象	コムジェスト世界株式 マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.968%(消費税込)
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

ファンド名	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信/海外/株式/適格機関投資家限定
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.99%(消費税込)
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	追加型投信/海外/株式
投資対象	主としてABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資制限	①株式への実質投資割合は、制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.90%(税抜) 委託会社:年0.80%、販売会社:年0.02%、受託会社:年0.08% 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(ただし、計算期間の最初の6カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。)および毎計算期末ならびに信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
その他の費用など	純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	<u>年率0.40%上限</u> (国内における消費税等相当額はかかりません。)
申込手数料	<u>ありません。</u>
信託財産留保額	<u>ありません。</u>
その他の費用など	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

<訂正後>

投資対象とするマザーファンドの概要  
<なかの世界成長マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	(略)
主な投資対象	(略)

投資態度	(略) 投資対象の候補とする指定投資信託証券は次のファンドとします。 ・ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て) ・コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定) ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定) ・アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用) ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ(Fクラス) ・アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポートフォリオ(S1クラス) ・スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・リーダーズ・ファンド(クラスS、円建て) ~ (略)
主な投資制限	(略)
収益分配	(略)
<b>ファンドに係る費用</b>	
(略)	
<b>その他</b>	
(略)	

(参考)

マザーファンドが投資対象とする投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

2025年1月24日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資証券(円建て)
主な投資対象	世界(含む日本、新興国)の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	同一発行体による有価証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。原則為替ヘッジは行いません。
信託報酬	運用報酬:純資産総額に対し年率0.75%以内 (海外における消費税等相当額がかかる場合があります。)
その他の費用など	純資産総額に対し年率0.10%以内 *年間最低報酬額や取引ごとに係る費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信/内外/株式/適格機関投資家限定
投資対象	コムジェスト世界株式 マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.968%(消費税込)
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンド名	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)
形態	追加型投信/海外/株式/適格機関投資家限定
投資対象	ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券(親投資信託の受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信託報酬	総額:0.99%(消費税込)
その他の費用など	資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、監査費用、信託財産に関する租税など。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)
形態	追加型投信/海外/株式
投資対象	主としてABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資制限	①株式への実質投資割合は、制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.90%(税抜) 委託会社:年0.80%、販売会社:年0.02%、受託会社:年0.08% 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(ただし、計算期間の最初の6カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。)および毎計算期末ならびに信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
その他の費用など	純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

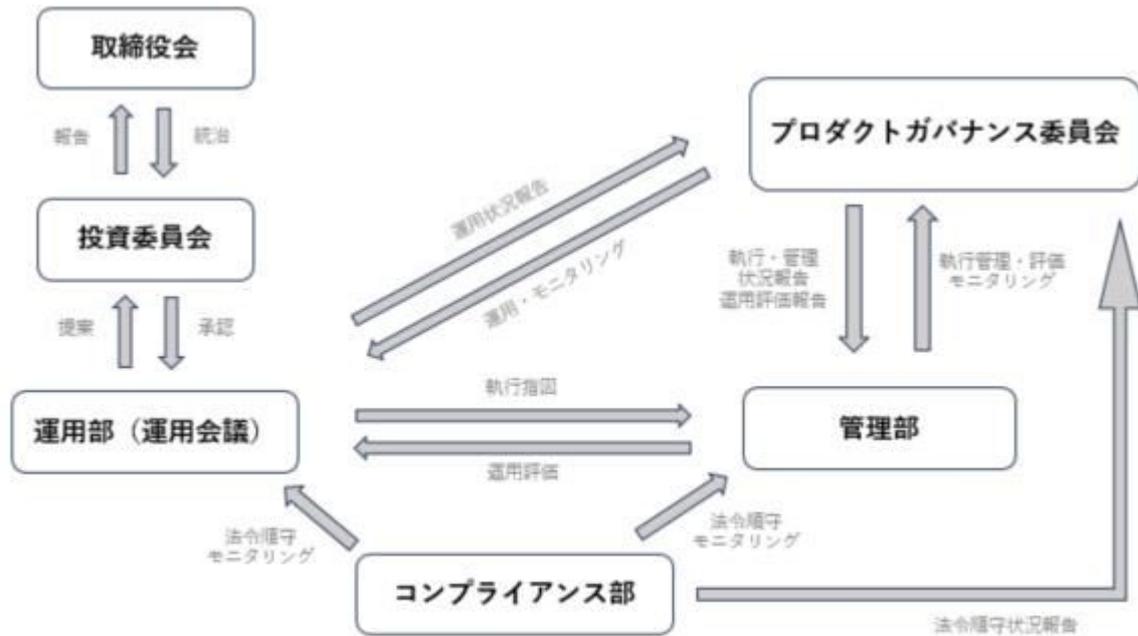
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ (Fクラス)
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.35% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
その他の費用など	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
ファンド名	アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ (S1クラス)
形態	ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人
主な投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	①流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ファンドの借入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。
管理報酬	年率0.60% (国内における消費税等相当額はかかりません。)
その他の費用など	保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
ファンド名	スチュワート・インベスターズ・グローバル・エマージング・マーケット・リーダーズ・ファンド (クラスⅢ・円建て)
形態	アイルランド籍会社型外国投資信託
主な投資対象	当ファンドの投資対象は、新興国市場(エマージング・アジア、ラテン・アメリカ、エマージング・ヨーロッパ、中東・アフリカ)に設立・上場されている企業、もしくは、過半の事業を当該地域で営む企業です。 適切な制限を設けることでポートフォリオにおける十分な分散を考慮しますが、参考ベンチマークを意識することなく、優れた企業経営陣・文化、強力な事業基盤、強固な財務を備えた高いフォリティを有し、サステナビリティの観点から貢献し、その恩恵を受けると判断する確信度の高い企業のみを組み入れます。
主な投資制限	①時価総額10億米ドル以上、浮動株5億米ドル以上の大型株及び中型株のみ組み入れます。 ②同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
運用報酬	純資産額に対し年率0.65%
その他の費用など	純資産額に対して年率0.15%以内
投資顧問会社	ファースト・センティア・インベスターズ(香港)リミテッド

## (3) 【運用体制】

&lt;更新後&gt;

委託会社における運用体制は、以下の通りです。

&lt;運用業務フロー図&gt;



上記体制は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 3【投資リスク】

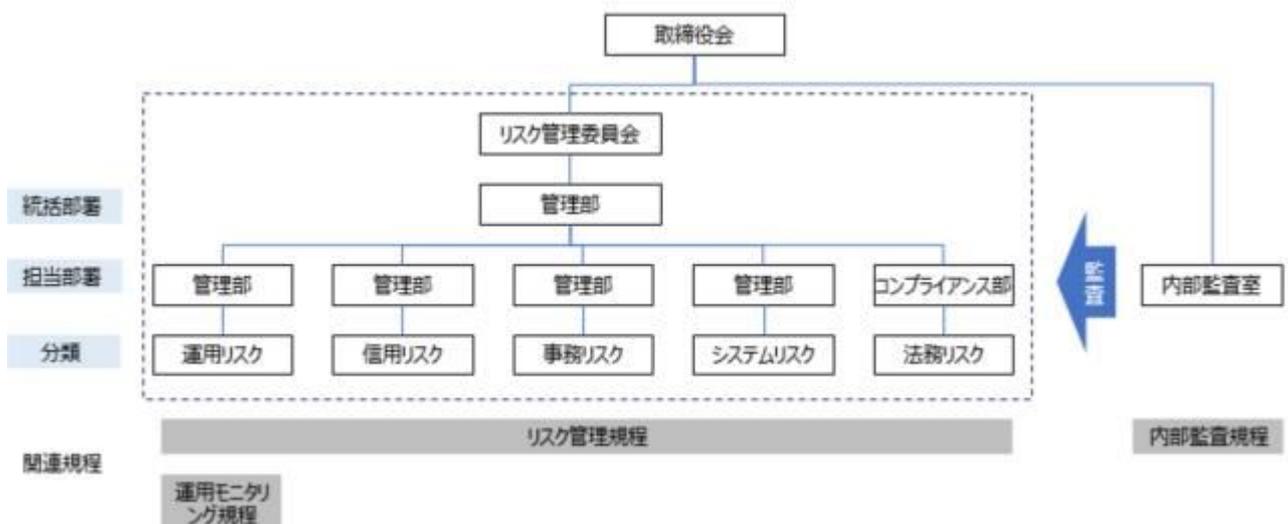
<更新後>

#### (2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。

委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。

- 委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するため、運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性リスク管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



上記体制は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

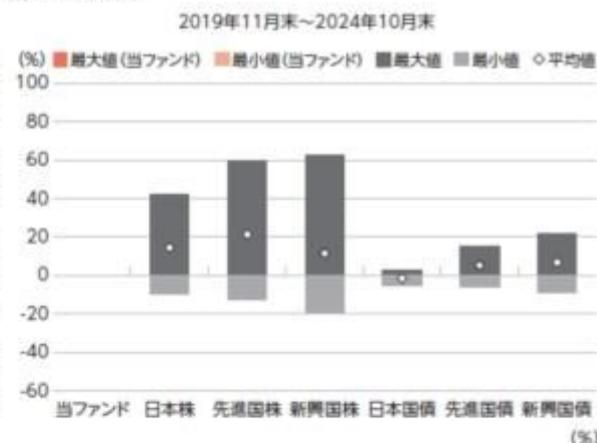
## (参考情報)

## 当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	—	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	14.5	21.3	11.4	△ 1.5	5.2	6.7

● 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
● 2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載していません。  
● 決算日に対応した数値とは異なります。

## 各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債……NOMURA-BPI国債  
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

## MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

## &lt;更新後&gt;

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。

・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

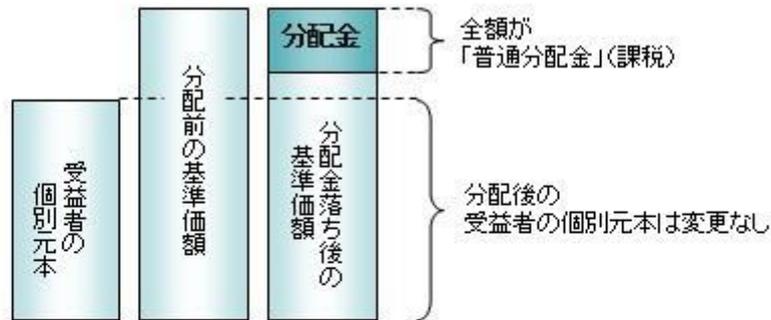
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

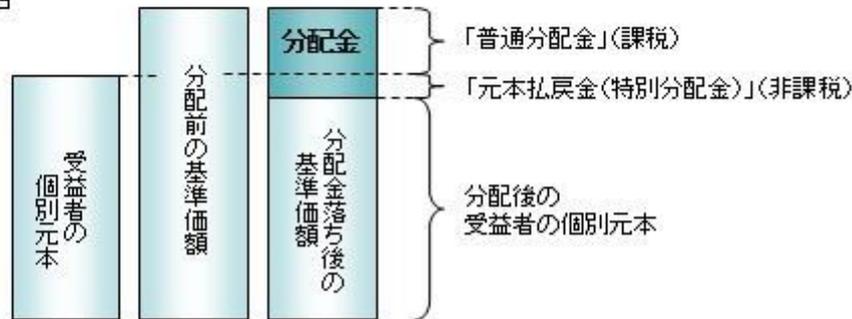
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記は2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【なかの世界成長ファンド】

以下の運用状況は2024年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,308,470,753	95.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		106,962,231	4.43
合計(純資産総額)		2,415,432,984	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	なかの世界成長マザーファンド	2,231,053,207	1.0055	2,243,382,979	1.0347	2,308,470,753	95.57

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.57
合計	95.57

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2024年 4月末日	1,440		0.9999	
5月末日	1,826		1.0342	
6月末日	1,989		1.0759	
7月末日	2,049		1.0099	
8月末日	2,168		0.9806	
9月末日	2,324		1.0113	
10月末日	2,415		1.0313	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2024年 4月25日～2024年10月24日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2024年 4月25日～2024年10月24日	2.64

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2024年 4月25日～2024年10月24日	2,518,329,741	184,534,163

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## (参考)

## なかの世界成長マザーファンド

以下の運用状況は2024年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,901,381,531	82.37
投資証券	ルクセンブルグ	342,869,037	14.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		64,164,256	2.78
合計（純資産総額）		2,308,414,824	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	コムジェスト世界株式ファンド（適 格機関投資家限定）	368,971,963	1.9061	703,298,209	2.0113	742,113,309	32.15
日本	投資信託受益 証券	アライアンス・バーンスタイン・エ マージング成長株ファンド（適格機 関投資家専用）	232,915,993	2.5082	584,211,283	2.641	615,131,137	26.65
日本	投資信託受益 証券	コムジェスト・ヨーロッパ・ファン ド90（適格機関投資家限定）	223,915,512	2.4896	557,475,732	2.4301	544,137,085	23.57
ルクセン ブルグ	投資証券	ティール・ロウ・ブライス・ファンズ SICAV - グローバル・インパクト・エ クイティ・ファンド（クラスS、円建 て）	263,667.87	1,042.97	275,000,000	1,070	282,124,620	12.22
ルクセン ブルグ	投資証券	アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロース・ポ ートフォリオ	3,712.729	16,362.92	60,751,099	16,361.12	60,744,417	2.63

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	82.37
投資証券	14.85
合計	97.22

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 参考情報

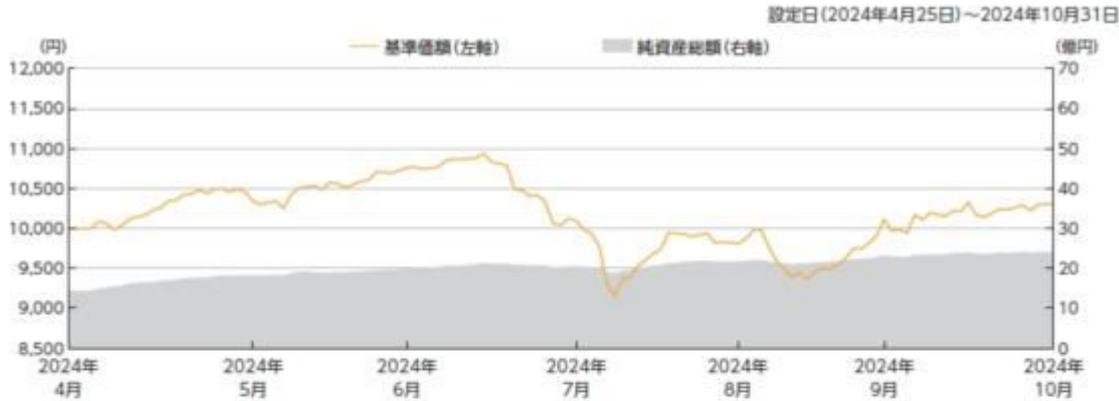


## 運用実績

2024年10月末現在

## ●基準価額・純資産の推移

基準価額	10,313円	純資産総額	24億円
------	---------	-------	------



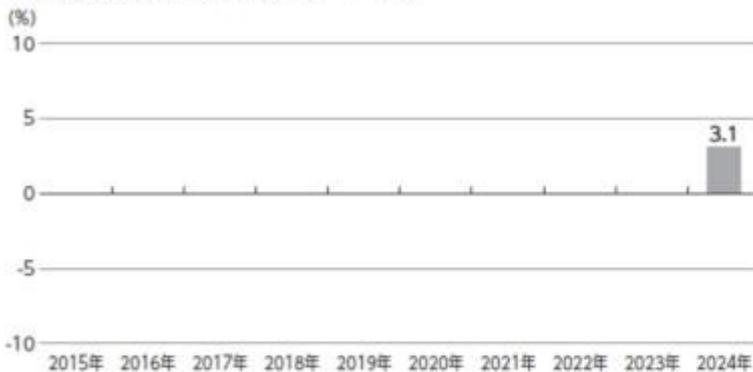
※基準価額は1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後の価額です。

## ●主要な資産の状況

ファンド名	組入比率
1 コムジエスト世界株式ファンド(適格機関投資家限定)	32.1%
2 アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	26.6%
3 コムジエスト・ヨーロッパ・ファンド90(適格機関投資家限定)	23.6%
4 ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-グローバル・インパクト・エクイティ・ファンド(クラスS、円建て)	12.2%
5 アライアンス・バーンスタイン SICAV-グローバル・グロース・ポートフォリオ	2.6%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

## ●年間収益率の推移(暦年ベース)



・当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ・2024年は設定日(4月25日)から10月末までの収益率です。

## ●分配の推移(1万口当たり、税引前)

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	-

運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

<更新後>

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<更新後>

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年4月25日（設定日）から2024年10月24日まで）の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【なかの世界成長ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	当中間計算期間 2024年10月24日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	113,579,198
親投資信託受益証券	2,296,646,171
未収利息	342
流動資産合計	2,410,225,711
資産合計	2,410,225,711
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	8,763,900
未払受託者報酬	332,625
未払委託者報酬	5,765,521
流動負債合計	14,862,046
負債合計	14,862,046
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,333,795,578
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	61,568,087
（分配準備積立金）	-
元本等合計	2,395,363,665
純資産合計	2,395,363,665
負債純資産合計	2,410,225,711

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 自 2024年4月25日 至 2024年10月24日
<b>営業収益</b>	
受取利息	26,145
有価証券売買等損益	53,263,192
営業収益合計	53,289,337
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	332,625
委託者報酬	5,765,521
営業費用合計	6,098,146
営業利益又は営業損失（ ）	47,191,191

当中間計算期間  
自 2024年 4月25日  
至 2024年10月24日

経常利益又は経常損失（ ）	47,191,191
中間純利益又は中間純損失（ ）	47,191,191
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,934,891
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,677,482
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,677,482
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,365,695
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,365,695
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	61,568,087

### （3）【中間注記表】

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

#### （中間貸借対照表に関する注記）

項目	当中間計算期間 2024年10月24日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	1,440,382,979円
期中追加設定元本額	1,077,946,762円
期中一部解約元本額	184,534,163円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,333,795,578口
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0264円 (10,264円)

#### （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

#### （金融商品に関する注記）

##### 金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間 2024年10月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

#### （参考）

当ファンドは「なかの世界成長マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託受益証券の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

なかの世界成長マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2024年10月24日現在

資産の部	
流動資産	
預金	111
コール・ローン	4,166,747
投資信託受益証券	1,949,069,709
投資証券	343,474,192
未収利息	12
流動資産合計	2,296,710,771
資産合計	2,296,710,771
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	2,231,053,207
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	65,657,564
元本等合計	2,296,710,771
純資産合計	2,296,710,771
負債純資産合計	2,296,710,771

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として計算期間末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月24日現在
1. 元本の推移	
期首	2024年 4月25日
期首元本額	1,440,382,979円
期首からの追加設定元本額	790,670,228円
期首からの一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
なかの世界成長ファンド	2,231,053,207円
合計	2,231,053,207円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,231,053,207口
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0294円 (10,294円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月24日現在
----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年10月31日現在です。

### 【なかの世界成長ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	2,417,252,297円
負債総額	1,819,313円
純資産総額( - )	2,415,432,984円
発行済口数	2,342,099,112口
1口当たり純資産額( / )	1.0313円

(参考)

### なかの世界成長マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	2,308,414,824円
負債総額	円
純資産総額( - )	2,308,414,824円
発行済口数	2,231,053,207口
1口当たり純資産額( / )	1.0347円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額

2024年10月末現在

資本金	677,500,000円
発行可能株式総数	250,000株
発行済株式総数	113,250株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2023年9月29日	172,500,000円（50,000,000円）
2023年11月30日	322,500,000円（172,500,000円）
2023年12月26日	472,500,000円（322,500,000円）
2024年2月9日	477,500,000円（472,500,000円）
2024年2月29日	627,500,000円（477,500,000円）
2024年5月24日	677,500,000円（627,500,000円）

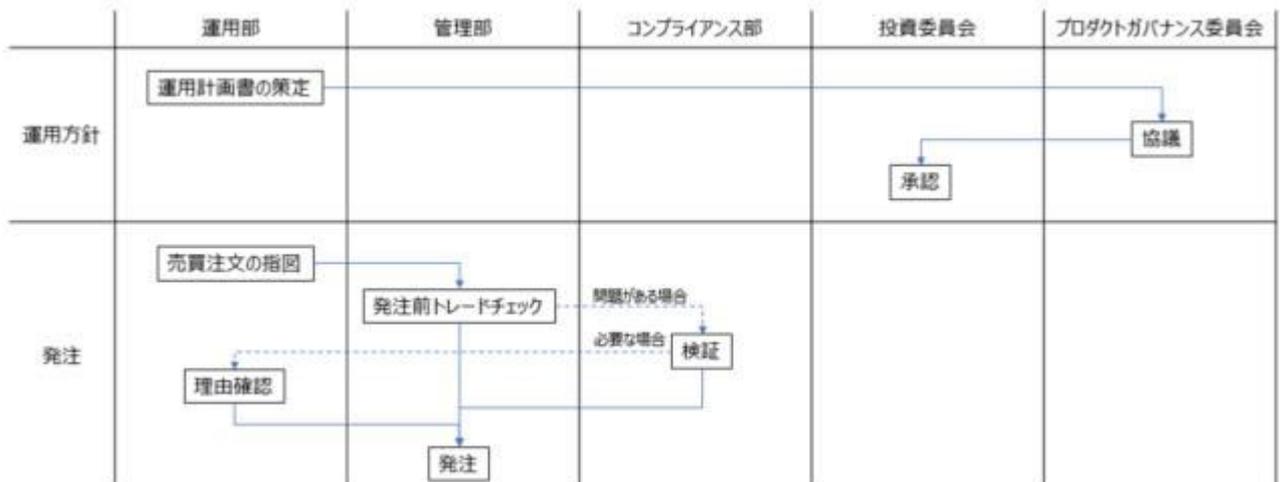
##### (2) 会社の意思決定機関（2024年10月末現在）

###### ・取締役会

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役、かつ1名以上の監査役で構成されます。取締役及び監査役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間とします。

##### (3) 運用の意思決定プロセス（2024年10月末現在）



### 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

- ・2024年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	2	4,999
合計	2	4,999

### 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度(2023年9月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、ななつぼし監査法人による監査を受けております。  
また、第2期事業年度に係る中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、ななつぼし監査法人による中間監査を受けております。
- 財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	当事業年	
	度	
	(2024年3月31日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,011,379
未収入金		100
未収消費税等		2,974
前払費用		1,940
流動資産計		1,016,394
固定資産		
有形固定資産	1	5,072
器具備品		5,072
無形固定資産		458
ソフトウェア		458
投資その他の資産		3,150
差入保証金		3,150
固定資産計		8,680
繰延資産		
創立費		505
繰延資産計		505
資産合計		1,025,580
負債の部		
流動負債		
未払金		936
未払費用		14,623
預り金		795
未払法人税等		3,869
流動負債計		20,224
負債合計		20,224
純資産の部		
株主資本		
資本金		627,500
資本剰余金		
資本準備金		455,000
資本剰余金合計		455,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		77,144

利益剰余金合計	77,144
株主資本合計	1,005,355
純資産合計	1,005,355
負債・純資産合計	1,025,580

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 3月31日)
一般管理費	
給料	33,551
役員報酬	16,800
給料・手当	16,751
法定福利費	4,514
福利厚生費	178
外注費	10,568
事務用品費	677
消耗品費	783
賃借料	354
租税公課	3,638
減価償却費	869
旅費交通費	2,091
通信費	154
支払手数料	8,365
会議費	210
諸会費	6,489
諸経費	160
一般管理費計	72,607
営業損失	72,607
営業外収益	
受取利息	1
雑収入	91
営業外収益計	92
営業外費用	
株式交付費	4,008
繰延資産償却費	66
営業外費用計	4,075
経常損失	76,590
税引前当期純損失	76,590
法人税、住民税及び事業税	554
法人税等合計	554
当期純損失	77,144

## (3) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
新株の発行	627,500	455,000	455,000	-	-	1,082,500	1,082,500
当期純損失	-	-	-	77,144	77,144	77,144	77,144
当期変動額合計	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355
当期末残高	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355

## [注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

## 2. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費  
5年間で均等償却しております。
- (2) 株式交付費  
支出時に全額費用処理しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

- 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度（2024年3月31日）
器具備品	828千円
有形固定資産合計	828千円

## (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自2023年9月1日 至2024年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式		103,250		103,250

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、預入先金融機関の信用リスクにさらされております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの担当所管部署を管理部、責任者を管理部長とし、リスク管理の有効性の確認はコンプライアンス部が行っております。リスク管理委員会及び取締役会はリスク管理全般について責任を負い、リスク管理の方針の策定、リスク管理体制の整備を推進しております。また、信用リスクはリスク管理規程に基づき、以下のプロセスで管理しております。

担当所管部署は、本リスクの把握及び分析を行っております。リスクの測定は、必要に応じて定量・定性の両面から行っております。

担当所管部署は、リスク管理状況を四半期毎にリスク管理委員会に報告しております。ただし、経営に重大な影響を与える事項については随時各リスクの統括管理の管理部へ報告しております。管理部は報告事案について検証を行い、必要に応じてリスク管理委員会に報告しております。

リスク管理委員会は、担当所管部署からの報告を基に、関係する諸規程が明確に定められているか、適切な見直しが行われているかといったリスク管理体制の有効性等について検討し、その一層の充実を図っております。

内部監査室は、各部署のリスク管理体制の有効性について監査し、結果について取締役会に報告、必要に応じて是正勧告等を行っております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

当事業年度（2024年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

当事業年度 (自2023年9月1日 至2024年3月31日)
-----------------------------------

1株当たり純資産額 9,737円10銭

1株当たり当期純損失金額 1,523円84銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純損失	77,144千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	77,144千円
普通株式の期中平均株式数	50,625株

## (重要な後発事象)

当事業年度  
(自2023年9月1日 至2024年3月31日)

## 1. 新株発行

当社は2024年5月24日を払込期日として、A種優先株式10,000株を第三者割当の方法で発行しました。

&lt;募集株式の発行に関する事項&gt;

(1) 募集株式の発行方法

楽天証券ホールディングス株式会社との間で募集株式総数引受契約を締結

(2) 募集株式の払込金額

1株につき金10千円

(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加資本金1株につき金5千円

増加する資本金の額 50,000千円

増加資本準備金1株につき金5千円

増加する資本準備金の額 50,000千円

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2024年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		961,605
未収委託者報酬		14,265
その他流動資産	1	7,793
流動資産計		983,664
固定資産		
有形固定資産	2	4,593
器具備品		4,593
無形固定資産		408
ソフトウェア		408
投資その他の資産		3,150
差入保証金		3,150
固定資産計		8,151
繰延資産		
創立費		448
繰延資産計		448
資産合計		992,264
負債の部		
流動負債		
未払金		6,471
未払手数料		5,706
その他未払金		765
未払費用		20,948
預り金		1,441
未払法人税等		2,841
流動負債計		31,703
負債合計		31,703
純資産の部		
株主資本		

資本金	677,500
資本剰余金	
資本準備金	505,000
資本剰余金合計	505,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	221,938
利益剰余金合計	221,938
株主資本合計	960,561
純資産合計	960,561
負債・純資産合計	992,264

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2024年4月1日  
至 2024年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	12,969
営業収益計	12,969
営業費用	
支払手数料	40,895
広告宣伝費	8,177
その他営業費用	1,587
営業費用計	50,660
一般管理費	
給料	66,618
役員報酬	19,850
給料・手当	46,768
法定福利費	9,927
業務委託費	10,529
不動産賃借料	7,188
租税公課	3,058
旅費交通費	4,035
諸経費	5,661
一般管理費計	107,019
営業損失	144,710
営業外収益	
受取利息	74
雑収入	261
営業外収益計	335
営業外費用	
株式交付費	350
繰延資産償却費	57
営業外費用計	407
経常損失	144,782
税引前中間純損失	144,782
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等合計	11
中間純損失	144,793

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	627,500	455,000	455,000	77,144	77,144	1,005,355	1,005,355
当中間期変動額							
新株の発行	50,000	50,000	50,000			100,000	100,000
中間純損失				144,793	144,793	144,793	144,793

当中間期変動額合計	50,000	50,000	50,000	144,793	144,793	44,793	44,793
当中間期末残高	677,500	505,000	505,000	221,938	221,938	960,561	960,561

## 〔注記事項〕

## (重要な会計方針)

## 1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、器具備品の耐用年数は4～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、5年で償却しております。

## 2. 繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

## 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (中間貸借対照表関係)

## 1. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しております。

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間（2024年9月30日）
器具備品	1,996千円
有形固定資産合計	1,996千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
普通株式	103,250	-	-	103,250	
A種優先株式	-	10,000	-	10,000	注1
合計	103,250	10,000	-	113,250	

(注1) A種優先株式の発行済株式の増加10,000株は、第三者割当による新株の発行であります。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価に関する事項

当中間会計期間（2024年9月30日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、未収消費税等、未払法人税等

これらはすべて短期間（1年以内）で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

## (収益認識に関する注記)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

顧客の名称	営業収益
なかの日本成長ファンド	8,533千円
なかの世界成長ファンド	4,435千円

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	8,334円74銭
1株当たり中間純損失金額	1,402円36銭
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	960,561千円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち種類株式の払込金額)	100,000千円
普通株式に係る期末の純資産額	860,561千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	103,250 株
3. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純損失	144,793千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失	144,793千円
普通株式の期中平均株式数	103,250 株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
第一生命保険株式会社	60,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年1月9日

なかのアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

ななつぼし監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 米 永 隆 司  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている、なかの世界成長ファンドの2024年4月25日から2024年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかの世界成長ファンドの2024年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月25日から2024年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な

不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

なかのアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

なかのアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中ななつぼし監査法人  
東京都千代田区指定社員 公認会計士 米永 隆 司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2023年9月1日から2024年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと

ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月20日

なかのアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中ななつぼし監査法人  
東京都千代田区指定社員 公認会計士 米 永 隆 司  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、なかのアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。